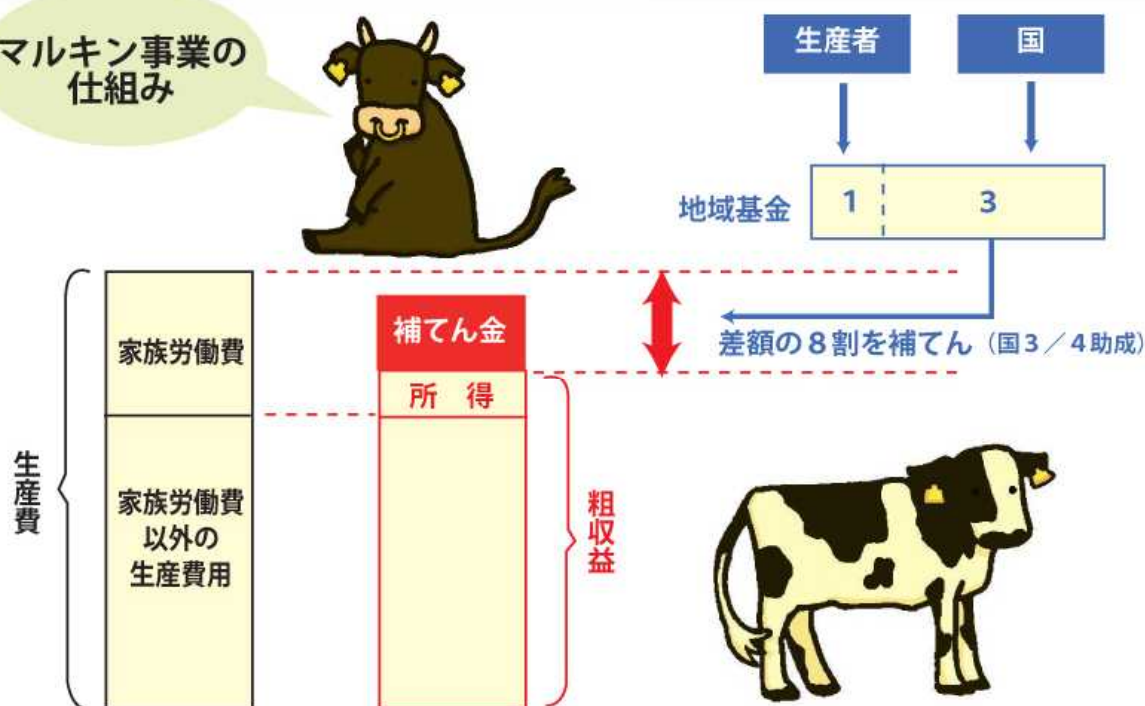


肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン事業)に加入し、 肥育経営の安定を図りましょう！！

現在、加入されていない皆様も、平成20年度に限り、次の要件を満たすことで途中加入できます。

- ① 認定農業者、または認定農業者に準ずる者として都道府県知事が特例的に認めた者であること。
- ② 県団体が別に定める生産者特別負担金を県団体が別に定める期限までに納付すること。
- ③ 都道府県の区域内の肉用牛肥育経営体で、牛の肥育を行う者で当該肉用牛に係る損益が帰属する者。
- ④ 配合飼料を利用し平成19年度に配合飼料価格安定制度に加入している場合、引き続き平成20年度において同制度に加入していること。

マルキン事業の
仕組み



●事業途中加入の申込受付期間

平成20年5月1日から5月30日までに肥育牛補てん金交付申込書を提出してください。
なお、申込時に必要な書類は、県団体にお尋ねください。

●生産者特別負担金の額、納付期限

県団体が別に定めます。

●対象となる牛

6ヵ月齢から14ヵ月齢に達する日までに県団体に申し込みされた牛が対象となります。
現在飼養されているすべての牛が対象とはなりませんのでご注意ください。

詳しい内容については、下記の県団体にお問い合わせください。

(社)香川県畜産協会 087-825-0284

**マルキン事業では牛トレサ法による肥育牛の確認を行っています。
転入、転出報告は必ず行いましょう！**